

宮崎労働局発表
令和3年12月28日(火)

【照会先】
職業安定部職業対策課
課長 田之上 睦子
課長補佐 伊集院 一也
障害者雇用担当官 奈須 菜穂子
電話 (0985)38-8824

令和3年6月1日現在の障害者の雇用状況

宮崎労働局では、このほど宮崎県に本社がある事業主における、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

障害者の雇用状況

【民間企業（法定雇用率2.3%、企業規模43.5人以上）】

- 雇用障害者数は2,966.0人、対前年比0.6%（18人）減少。
 - ・ **実雇用率2.47%**、対前年比0.05ポイント低下、全国13位
※全国の平均実雇用率2.20%

- **法定雇用率達成企業の割合は61.9%**、対前年比1.7ポイント低下
全国3位
※全国の法定雇用率達成企業割合 47.0%

- 法定雇用率未達成企業は340社（前年308社）。そのうち、不足数が0.5人又は1人の企業は243社で、未達成企業全体の70.8%を占めている。

（注）企業規模について、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、0.5人分としてカウントされます。また、雇用障害者数については、重度身体障害者及び重度知的障害者は2.0人、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者は1.0人としてカウントされます。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされます。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1.0人分としてカウントされます。①平成30年6月2日以降に採用された者。②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

【民間企業（43.5人以上規模の企業）における雇用状況】

- 雇用されている障害者の数は、前年の2,984.0人に比べて18人（0.6%）減の2,966.0人となった。障害種別では身体障害者が1,808.5人（対前年比77.5人、4.1%減）、知的障害者712.0人（同37.0人、5.4%増）、精神障害者は445.5人（同22.5人、5.3%増）となっている。

（グラフ、別紙1、別紙3参照）

- 実雇用率は、前年の2.52%に比べて0.05ポイント減少し、2.47%となった。また、都道府県順位は第13位（前年第9位）であった。

（別紙1参照）

- 法定雇用率（2.3%）達成企業の割合は、前年の63.6%に比べて1.7ポイント減少し、61.9%となった。また、都道府県順位は第3位（前年第4位）であった。

（別紙1参照）

- 報告対象企業数は前年の846社に対して893社、対前年比5.5%（47社）増であった。内訳として、100人未満規模企業は520社で、対前年比10.6%（50社）増、100人から300人未満規模企業は288社で、対前年比0.3%（1社）増、300人から500人未満規模企業は52社で、対前年比8.7%（5社）減、500人以上1000人未満規模企業は24社で、対前年比9.0%（2社）増、1000人以上規模企業が9社で、対前年比10.0%（1社）減となった。

（別紙2参照）

【企業規模別の状況】（別紙2参照）

- 規模別でみると、雇用されている障害者数は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満企業規模では35.5人であった。また、従来から報告対象であった企業規模別でみると45.5～100人未満企業規模で741人、前年（765.5人）から24.5人（3.2%）減、100人～300人未満規模企業で1139.5人、前年（1099.0人）から40.5人（3.6%）増、300人～500人未満規模企業で384.5人で前年（445.0人）から60.5人（13.5%）減、500人～1000人未満規模企業で406.0人、前年（403.5人）から2.5人（0.6%）増、1000人以上規模企業で259.5人、前年（271.0人）から11.5人（4.2%）減であった。

- 企業規模別の実雇用率は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満企業規模では2.57%であった。また、従来から報告対象であった企業規模でみると300人～500人未満規模企業が最も低く2.27%となり、法定雇用率2.3%を下回った。

- 企業規模別の達成企業割合は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満企業規模では64.5%であった。また、従来から報告対象であった300人～500人未満規模企業が51.9%であり、県平均61.9%を下回っている。

【産業別の状況】（別紙2参照）

- 報告対象企業数は、医療・福祉業 263 社（29.4%）、製造業 171 社（19.1%）、卸売・小売業 132 社（14.7%）が多く、前年と変わらない状況である。
- 雇用されている障害者の数は、「農・林・漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」、「サービス業」が前年より増加し、「電気・ガス・熱供給」は前年よりも減少した。
- 実雇用率については、「製造業」（2.64%）、「電気・ガス・熱供給」（3.64%）、「生活関連サービス業・娯楽業」（3.84%）、「医療、福祉業」（3.08%）、「サービス業」（2.39%）で法定雇用率 2.3% を上回った。

【法定雇用率未達成企業の状況】（別紙4参照）

- 法定雇用率未達成企業は 340 社（前年 308 社）。そのうち、不足数が 0.5 人又は 1 人の企業は 243 社で未達成企業全体の 71.5% を占めている。
また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）は 204 社（前年 180 社）であり、未達成企業に占める割合は、60.0% となっている。

【公的機関の状況】（別紙5～7参照）

2.6%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体（県の教育委員会を除く））

- 在職している障害者の数は 488.0 人で、前年の 458.0 人より 30.0 人増加しており、実雇用率は 2.73% となり、前年の 2.55 に比べ 0.18 ポイント上昇した。
- 県の機関は 4 機関のうち 1 機関、市町村の機関は 26 市町村のうち 1 市 3 町が雇用率未達成となった。
〈未達成機関〉 宮崎県病院局、えびの市、高千穂町、門川町、木城町
※ なお、木城町については、令和 3 年 10 月 29 日現在で不足数解消となった。

2.5%の法定雇用率が適用される機関（教育委員会）

- 在職している障害者の数は 184.0 人で、前年の 182.0 人より 2.0 人増加し、実雇用率は 2.26% となり、前年と変わらない状況である。
〈未達成機関〉 宮崎県教育委員会、えびの市教育委員会、川南町教育委員会

【独立行政法人等の状況】（別紙5～7参照）

- 2.6%の法定雇用率が適用される機関
県内の独立行政法人 5 機関にて雇用されている障害者の数は 65.5 人で、実雇用率は 2.75% となった。

未達成企業等への対応

【民間企業】

- 法定雇用率未達成の民間企業に対しては、各公共職業安定所長が達成指導を実施しており、令和2年6月1日から令和3年5月末までに令和2年6月1日現在で未達成であった308社全社に対し達成指導を行い、うち、45社の未達成が解消された。
また、今年度においても、令和3年11月末までに令和3年6月1日現在で未達成であった340社のうち50社に対し達成指導を行い、うち、7社の未達成が解消されている。

【公的機関】

- 公的機関については、労働者を雇用する立場においては、民間企業と同様であるが、民間企業に障害者雇用について協力を求める以上、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にある。
未達成機関に対しては、令和4年1月1日を始期とする「障害者採用計画」の策定、提出と合わせ早期の解消を求めている。

【達成指導の実施】

- 未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、労働局幹部や管轄公共職業安定所長等の訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を実施している。
- 特に0人雇用企業（障害者を一人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害者雇用のノウハウ指導など障害者雇用のための支援を行っている。

具体的な取組

■障害者雇用促進セミナー

障害者雇用のノウハウが不足している企業に対し、先進的な企業の障害者雇用事例や職務の切り出し方等を紹介。また、安定した雇用、職場定着に向けた知識習得や意識啓発の促進。

■事業所見学会

実際に障害者が働く現場を見てもらうことにより、障害者雇用への理解を促進。

■職場実習

事前に実習をすることで企業・障害者双方の不安を解消。

■精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

雇用が増加している精神・発達障害者の基礎知識や共に働く上でのコミュニケーション方法について理解を深め、安定した雇用へ。

■公的機関向け障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者職業生活相談員（5人以上障害者を雇用する事業所は選任義務がある）に必要な知識を習得。

■企業チーム支援

雇用率未達成企業に対し、ハローワークと各障害者就労支援機関が連携し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着まで支援を実施。

総 括 表

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況(宮崎県)

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	120,022.0 人	2,966.0 人	2.47 %	553 / 893	61.9 %
	(118,408.0 人)	[2,659 人] (2,984.0 人)	(2.52 %)	(538 / 846)	(63.6 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,812.0 人	158.0 人	2.72 %	3 / 4	75.0 %
	(5,763.0 人)	[120 人] (155.0 人)	(2.69 %)	(3 / 4)	(75.0 %)
宮崎県知事部局	4,211.5 人	119.0 人	2.83 %	1 / 1	100.0 %
	(4,216.5 人)	[86 人] (115.0 人)	(2.73 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の県機関	1,600.5 人	39.0 人	2.44 %	2 / 3	66.7 %
	(1,546.5 人)	[34 人] (40.0 人)	(2.59 %)	(2 / 3)	(66.7 %)

※「その他の県機関」とは、宮崎県企業局、宮崎県病院局、宮崎県警察本部である。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	12,079.5 人	330.0 人	2.73 %	22 / 26	84.6 %
	(12,207.0 人)	[252 人] (303.0 人)	(2.48 %)	(17 / 26)	(65.4 %)

(3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	8,128.5 人	184.0 人	2.26 %	0 / 3	0.0 %
	(8,051.0 人)	[128 人] (182.0 人)	(2.26 %)	(0 / 2)	(0.0 %)
宮崎県教育委員会	8,022.5 人	184.0 人	2.29 %	0 / 1	0.0 %
	(7,985.5 人)	[128 人] (182.0 人)	(2.28 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
市町村の教育委員会	106.0 人	0.0 人	0.00 %	0 / 2	0.0 %
	(65.5 人)	[0 人] (0.0 人)	(0.00 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

※令和元年度において、雇用義務の生じる市町村の教育委員会の機関は0であった。

3. 地方独立行政法人における雇用状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	2,383.5 人	65.5 人	2.75 %	5 / 5	100.0 %
	(2,401.5 人)	[46 人] (64.5 人)	(2.69 %)	(5 / 5)	(100.0 %)

注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については1人分とカウントしている。

① 平成30年6月2日以降に採用された者であること

② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。

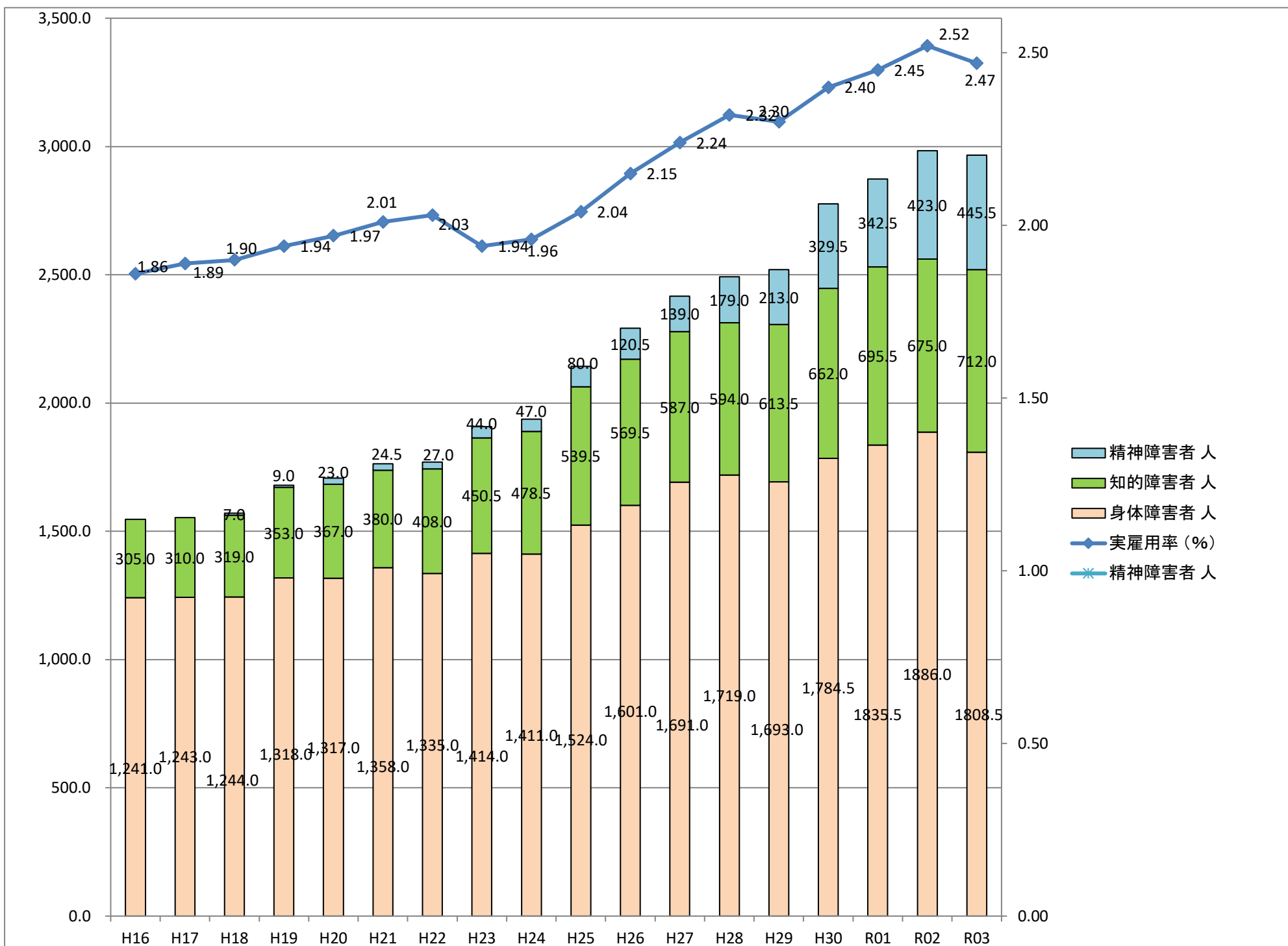
宮崎県の民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

令和3年6月1日現在

<障害者の数(人)>

<実雇用率(%)>



雇用障害者全数(人)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	1546.0	1553.0	1570.0	1680.0	1707.0	1762.5	1770.0	1908.5	1936.5	2143.5	2291.0	2417.0	2492.0	2519.5	2776.0	2873.5	2984.0	2966.0

<法定雇用率> 1.8% → 2.0% → 2.2% → 令和3年3月1日より2.3%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年度まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年度以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

- 平成23年度以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 身体障害者である短時間労働者
 - （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - 知的障害者である短時間労働者
 - （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - （精神障害者である短時間労働者のうち3年以内に雇用された者又は手帳を取得したものは1.0人で特例的にカウント）

平成30年度
よりの特例

民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和3年6月1日現在

1 一般の民間企業における障害者雇用状況

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
令和3年	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47	553	61.9

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

2 一般の民間企業における雇用状況の推移

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %	
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人				
全国	平成29年	91,024	25,204,720.0	495,795.0	333,454.0	112,293.5	50,047.5	1.97	45,553	50.0
	平成30年	100,586	26,104,834.5	534,769.5	346,208.0	121,166.5	67,395.0	2.05	46,217	45.9
	令和元年	101,889	26,585,858.0	560,608.5	354,134.0	128,383.0	78,091.5	2.11	48,898	48.0
	令和2年	102,698	26,866,997.0	578,292.0	356,069.0	134,207.0	88,016.0	2.15	49,956	48.6
	令和3年	106,924	27,156,780.5	597,786.0	359,067.5	140,665.0	98,053.5	2.20	50,306	47.0
宮崎県	平成29年	735	109,537.5	2,519.5	1,693.0	613.5	213.0	2.30	489	66.5
	平成30年	822	115,856.5	2,776.0	1,784.5	662.0	329.5	2.40	523	63.6
	令和元年	830	117,151.0	2,873.5	1,835.5	695.5	342.5	2.45	523	63.0
	令和2年	846	118,408.0	2,984.0	1,886.0	675.0	423.0	2.52	538	63.6
	令和3年	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47	553	61.9

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

3 一般の民間企業における雇用率、雇用率達成企業割合の都道府県順位

	順位	1位 %	2位 %	3位 %	4位 %	5位 %	6位 %	7位 %	8位 %	9位 %
令和3年	実雇用率	2.88 奈良県	2.86 沖縄県	2.70 佐賀県	2.67 島根県	2.64 長崎県	2.60 山口県	2.59 大分県	2.55 高知県	2.54 鹿児島県
	達成企業割合	68.0 島根県	65.0 佐賀県	61.9 宮崎県	61.6 鹿児島県	61.5 奈良県	61.2 高知県	61.2 大分県	61.1 和歌山県	60.9 沖縄県
令和2年	実雇用率	2.83 奈良県	2.74 沖縄県	2.65 佐賀県	2.61 長崎県	2.61 山口県	2.59 島根県	2.55 大分県	2.53 和歌山県	2.52 宮崎県
	達成企業割合	68.9 佐賀県	68.0 島根県	63.8 秋田県	63.6 宮崎県	63.0 鳥取県	62.7 長崎県	62.7 徳島県	62.7 高知県	62.5 奈良県

令和3年宮崎県実雇用率2.47% 全国13位

4 安定所別の障害者雇用状況

安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
宮崎	389	56,115.5	1,377.5	820.0	307.0	250.5	2.45%	230	59.1%
延岡	95	11,612.5	216.5	143.0	50.0	23.5	1.86%	54	56.8%
日向	68	8,513.0	196.0	126.0	49.0	21.0	2.30%	37	54.4%
都城	174	22,144.0	580.5	362.5	137.5	80.5	2.62%	112	64.4%
日南	50	5,422.0	150.5	90.5	41.5	18.5	2.78%	39	78.0%
高鍋	67	9,624.5	259.5	150.5	79.0	30.0	2.70%	45	67.2%
小林	50	6,590.5	185.5	116.0	48.0	21.5	2.81%	36	72.0%
計	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47%	553	61.9%

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

産業別・規模別の民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和3年6月1日現在

	企業数 社	雇 用 状 況						実雇用率 %	雇用率 達成 企業数 社	雇用率 達成 企業割合 %	
		算定基礎 労働者数 人	障 害 者 の 数								
			A 重度身体障害 者及び重度知 的障害者 人	B 重度身体障害 者及び重度知 的障害者であ る短時間労働 者 人	C 重度以外の 身体障害者、 知的障害者、 精神障害者 (注2) 人	D 重度以外の身体 障害者及び知的 障害者並びに精 神障害者(注2) である短時間 労働者 人	E 合計 A×2+B+ C+D×0.5 人				
企 業 計	893 (846)	120,022.0 (118,408.0)	513 (560)	113 (102)	1621 (1,570)	412 (384)	2,966.0 (2,984.0)	2.47% (2.52)	553 (538)	61.9 (63.6)	
産 業 別	農・林・漁業	23 (22)	2,032.5 (1,925.0)	5 (6)	1 (1)	20 (14)	5 (7)	33.5 (30.5)	1.65% (1.58)	11 (10)	47.8 (45.5)
	鉱業, 採石業, 砂利 採取業	2 (1)	125.5 (61.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.80% (0.00)	1 (0.0)	50.0 (0.0)
	建設業	36 (33)	3,440.0 (3,186.0)	16 (18)	3 (1)	41 (33)	1 (1)	76.5 (70.5)	2.22% (2.21)	24 (23)	66.7 (69.7)
	製造業	171 (168)	26,930.5 (27,190.5)	141 (147)	8 (7)	406 (395)	28 (25)	710.0 (708.5)	2.64% (2.61)	116 (111)	67.8 (66.1)
	電気・ガス・熱供給	2 (2)	247.5 (234.5)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	3.64% (3.84)	2 (2)	100.0 (100.0)
	情報通信業	25 (25)	3,783.0 (3,581.5)	13 (14)	2 (2)	27 (25)	1 (2)	55.5 (56.0)	1.47% (1.56)	10 (13)	40.0 (52.0)
	運輸業・郵便業	48 (45)	5,778.5 (5,764.5)	15 (21)	4 (0)	80 (80)	10 (8)	119.0 (126.0)	2.06% (2.19)	29 (26)	60.4 (57.8)
	卸売・小売業	132 (125)	17,835.0 (17,642.5)	53 (51)	22 (20)	209 (214)	67 (68)	370.5 (370.0)	2.08% (2.10)	72 (70)	54.5 (56.0)
	金融・保険業	12 (12)	4,550.0 (4,635.0)	16 (18)	2 (2)	40 (40)	8 (7)	78.0 (81.5)	1.71% (1.76)	1 (4)	8.3 (33.3)
	不動産業・物品賃貸 業	9 (9)	851.5 (819.5)	2 (5)	1 (1)	2 (5)	1 (0)	7.5 (16.0)	0.88% (1.95)	3 (5)	33.3 (55.6)
	学術研究・専門サー ビス業	9 (10)	571.5 (1,091.0)	0 (3)	0 (1)	3 (10)	0 (0)	3.0 (17.0)	0.52% (1.56)	3 (5)	33.3 (50.0)
	飲食店・宿泊業	28 (26)	2,357.5 (2,320.0)	7 (7)	0 (0)	27 (18)	14 (15)	48.0 (39.5)	2.04% (1.70)	15 (14)	53.6 (53.8)
	生活関連サービス業・ 娯楽業	26 (23)	2,200.0 (2,203.0)	21 (21)	3 (5)	36 (35)	7 (10)	84.5 (87.0)	3.84% (3.95)	14 (16)	53.8 (69.6)
	教育・学習支援業	21 (22)	2,403.0 (2,478.5)	10 (10)	1 (3)	11 (14)	4 (4)	34.0 (39.0)	1.41% (1.57)	9 (11)	42.9 (50.0)
	医療・福祉業	263 (242)	32,050.5 (30,767.0)	154 (179)	54 (53)	508 (483)	236 (206)	988.0 (997.0)	3.08% (3.24)	189 (175)	71.9 (72.3)
	複合サービス業	18 (19)	5,524.5 (5,680.5)	28 (30)	5 (2)	63 (67)	1 (3)	124.5 (130.5)	2.25% (2.30)	14 (14)	77.8 (73.7)
サービス業	68 (62)	9,341.0 (8,828.0)	31 (29)	7 (4)	140 (130)	29 (28)	223.5 (206.0)	2.39% (2.33)	40 (39)	58.8 (62.9)	
規 模 別	43.5人～45.5人未満	31 -	1,381.0 -	4 -	2 -	23 -	5 -	35.5 -	2.57% -	20 -	64.5 -
	45.5人～100人未満	489 (470)	30,962.5 (29,991.0)	103 (125)	44 (43)	413 (405)	156 (135)	741 (765.5)	2.39% (2.55)	288 (288)	58.9 (61.3)
	100人～300人未満	288 (287)	44,311.5 (43,812.0)	198 (206)	46 (45)	609 (561)	177 (162)	1,139.5 (1099.0)	2.57% (2.51)	200 (193)	69.4 (67.2)
	300人～500人未満	52 (57)	16,923.0 (18,463.0)	72 (90)	14 (8)	207 (231)	39 (52)	384.5 (445.0)	2.27% (2.41)	27 (34)	51.9 (59.6)
	500人～1000人未満	24 (22)	15,667.0 (14,561.5)	92 (91)	5 (4)	210 (211)	14 (13)	406.0 (403.5)	2.59% (2.77)	12 (16)	50.0 (72.7)
	1,000人以上	9 (10)	10,777.0 (11,580.5)	44 (48)	2 (2)	159 (162)	21 (22)	259.5 (271.0)	2.41% (2.34)	6 (7)	66.7 (70.0)

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

2 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントされる。

① 平成30年6月2日以降に採用された者であること

② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

3 ()内は前年の数値である。

民間企業における障害種別の雇用状況(宮崎県)

令和3年6月1日現在

	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		A 重度身体障害者数 人	B 重度身体障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の身体障害者 人	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人	A 重度知的障害者数 人	B 重度知的障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の知的障害者 人	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人	A 常用の精神障害者数 人	B 短時間の精神障害者数 人	C Bのうち三年以内の者数 人	D 合計 A+(B-C)×0.5+C 人	
企業計	2,966.0 (2,984.0)	404 (452)	78 (68)	849 (840)	147 (148)	1,808.5 (1,886.0)	109 (108)	35 (34)	374 (353)	170 (144)	712.0 (675.0)	299 (289)	194 (180)	99 (88)	445.5 (423.0)	
業別	農・林・漁業	33.5 (30.5)	3 (4)	0 (0)	13 (11)	2 (3)	20.0 (20.5)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	8.0 (8.0)	5 (1)	1 (2)	0 (0)	5.5 (2.0)
	鉱業,採石業,砂利採取業	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
	建設業	76.5 (70.5)	16 (18)	2 (0)	29 (23)	1 (0)	63.5 (59.0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (1)	3.0 (2.5)	9 (9)	1 (0)	1 (0)	10.0 (9.0)
	製造業	710.0 (708.5)	107 (112)	2 (4)	198 (191)	13 (12)	420.5 (425.0)	34 (35)	6 (3)	125 (115)	10 (8)	204.0 (192.0)	82 (81)	6 (13)	1 (8)	85.5 (91.5)
	電気・ガス・熱供給	9.0 (9.0)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
	情報通信業	55.5 (56.0)	13 (14)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	47.0 (49.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	6 (5)	2 (2)	1 (0)	7.5 (6.0)
	運輸業・郵便業	119.0 (126.0)	15 (21)	4 (0)	61 (61)	8 (6)	99.0 (106.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3.0 (3.0)	16 (15)	1 (2)	1 (2)	17.0 (17.0)
	卸売・小売業	370.5 (370.0)	43 (41)	12 (10)	108 (112)	24 (28)	218.0 (218.0)	10 (10)	10 (10)	59 (65)	37 (31)	107.5 (110.5)	29 (26)	19 (20)	13 (11)	45.0 (41.5)
	金融業・保険業	78.0 (81.5)	16 (18)	2 (2)	24 (27)	4 (3)	60.0 (66.5)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (3)	3.5 (3.5)	14 (11)	1 (1)	0 (0)	14.5 (11.5)
	不動産業・物品賃貸業	7.5 (16.0)	2 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5.0 (11.0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	1 (3)	1 (0)	0 (0)	1.5 (3.0)
	学術研究・専門サービス業	3.0 (17.0)	0 (3)	0 (1)	2 (5)	0 (0)	2.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)
	宿泊業・飲食サービス業	48.0 (39.5)	6 (7)	0 (0)	10 (5)	5 (4)	24.5 (21.0)	1 (0)	0 (0)	10 (7)	7 (6)	15.5 (10.0)	5 (4)	4 (7)	2 (2)	8.0 (8.5)
	生活関連サービス業・娯楽業	84.5 (87.0)	4 (4)	1 (0)	14 (16)	2 (5)	24.0 (26.5)	17 (17)	2 (5)	14 (14)	2 (2)	51.0 (54.0)	4 (3)	7 (5)	4 (2)	9.5 (6.5)
	教育・学習支援業	34.0 (39.0)	10 (10)	1 (3)	9 (12)	2 (2)	31.0 (36.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1.5 (1.5)
	医療・福祉業	988.0 (997.0)	119 (143)	41 (40)	224 (218)	68 (69)	537.0 (578.5)	35 (36)	13 (13)	122 (104)	96 (78)	253.0 (228.0)	93 (102)	141 (118)	69 (59)	198.0 (190.5)
	複合サービス業	124.5 (130.5)	24 (26)	3 (1)	47 (50)	0 (1)	98.0 (103.5)	4 (4)	2 (1)	6 (7)	1 (2)	16.5 (17.0)	10 (9)	0 (1)	0 (1)	10.0 (10.0)
サービス業	223.5 (206.0)	25 (25)	7 (4)	83 (83)	18 (15)	149.0 (144.5)	6 (4)	0 (0)	27 (26)	9 (8)	43.5 (38.0)	23 (18)	9 (8)	7 (3)	31.0 (23.5)	
規模別	43.5人～45.5人未満	35.5 -	3 -	1 -	16 -	1 -	23.5 -	1 -	1 -	2 -	4 -	7.0 -	4 -	1 -	1 -	5.0 -
	45.5人～100人未満	741 (765.5)	77 (96)	31 (28)	199 (204)	61 (54)	414.5 (451.0)	26 (29)	13 (15)	106 (88)	56 (42)	199 (182.0)	65 (82)	82 (70)	43 (31)	127.5 (132.5)
	100人～300人未満	1139.5 (1,099.0)	171 (182)	30 (31)	349 (331)	51 (51)	746.5 (751.5)	27 (24)	16 (14)	109 (90)	80 (75)	219.0 (189.5)	117 (102)	80 (74)	34 (38)	174.0 (158.0)
	300人～500人未満	384.5 (445.0)	66 (78)	10 (4)	110 (128)	17 (24)	260.5 (300.0)	6 (12)	4 (4)	48 (54)	18 (17)	73.0 (90.5)	39 (40)	14 (20)	10 (9)	51.0 (54.5)
	500人～1000人未満	406.0 (403.5)	54 (60)	4 (3)	107 (111)	7 (7)	222.5 (237.5)	38 (31)	1 (1)	50 (61)	4 (3)	129.0 (125.5)	44 (32)	12 (10)	9 (7)	54.5 (40.5)
	1,000人以上	259.5 (271.0)	33 (36)	2 (2)	68 (66)	10 (12)	141.0 (146.0)	11 (12)	0 (0)	59 (60)	8 (7)	85.0 (87.5)	30 (33)	5 (6)	2 (3)	33.5 (37.5)

(注)1 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

2 ()内は前年の数値である。

民間企業における障害者不足数階層別の法定雇用率未達成企業数

令和3年6月1日現在

区 分	法定雇用率 未達成企業 の数	不 足 数						障害者の 数が0人で ある企業	
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人又は 5人	5.5人以上		
企 業 計	340 (100.0)	243 (71.5)	65 (19.1)	15 (4.4)	11 (3.2)	3 (0.9)	3 (0.9)	204 (60.0)	
産 業 別	農・林・漁業	12 (100.0)	9 (75.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)
	鉱業・採石業・砂利 採取業	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	建設業	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	9 (75.0)
	製造業	55 (100.0)	40 (72.7)	8 (14.5)	2 (3.6)	2 (3.6)	1 (1.8)	2 (3.6)	33 (60.0)
	電気・ガス・熱供給	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	情報通信業	15 (100.0)	8 (53.3)	4 (26.7)	1 (6.7)	2 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (53.3)
	運輸業・郵便業	19 (100.0)	11 (57.9)	6 (31.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	1 (5.3)	12 (63.2)
	卸売・小売業	60 (100.0)	48 (80.0)	10 (16.7)	2 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (73.3)
	金融業・保険業	11 (100.0)	4 (36.4)	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (45.5)
	不動産業・物品賃 貸業	6 (100.0)	4 (66.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)
	学術研究・専門 サービス業	6 (100.0)	4 (66.7)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
	宿泊業・飲食サー ビス業	13 (100.0)	11 (84.6)	1 (7.7)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (61.5)
	生活関連サービス 業・娯楽業	12 (100.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (83.3)
	教育・学習支援業	12 (100.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)
	医療・福祉業	74 (100.0)	51 (68.9)	17 (23.0)	4 (5.4)	2 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (44.6)
	複合サービス業	4 (100.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)
サービス業	28 (100.0)	21 (75.0)	5 (17.9)	1 (3.6)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (53.6)	
規 模 別	43.5人～45.5人未 満	11 -	11 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	45.5人～100人未 満	201 (182.0)	190 (178.0)	11 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	100人～300人未 満	88 (100.0)	35 (39.8)	42 (47.7)	6 (6.8)	5 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (17.0)
	300人～500人未 満	25 (100.0)	4 (16.0)	8 (32.0)	8 (32.0)	3 (12.0)	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500人～1000人未 満	12 (100.0)	3 (25.0)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0.0)
	1,000人以上	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注)1 ()内は全体に対する割合%

地方公共団体の障害者の雇用状況(宮崎県)

2. 地方公共団体における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

令和3年6月1日現在

	機関数	職員数	雇用状況						実雇用率	雇用率達成機関数	雇用率達成機関割合
			障害者の数								
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	F 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%		
(1) 宮崎県の機関	4	5,812.0	42	5	64	9	1	158	2.72	3	75.0
	(4)	(5,763.0)	(41)	(5)	(63)	(9)	(1)	[120] (155.0)	(2.69)	(3)	(75.0)
(2) 市町村の機関	26	12,079.5	84	4	151	13	1	330	2.73	22	84.6
	(26)	(12,207.0)	(74)	(5)	(140)	(17)	(3)	[252] (303.0)	(2.48)	(17)	(65.4)
計	30	17,891.5	126	9	215	22	2	488	2.73	25	83.3
	(30)	(17,970.0)	(115.0)	(10.0)	(203.0)	(26.0)	(4.0)	[368] (458.0)	(2.55)	(20)	(66.7)

3. 教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

	機関数	職員数	雇用状況						実雇用率	雇用率達成機関数	雇用率達成機関割合
			障害者の数								
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	F 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%		
宮崎県教育委員会	1	8,022.5	57	1	68	2	0	184.0	2.29	0	0.0
	(1)	(7,985.5)	(55)	(1)	(70)	(2)	(0)	[128] (182.0)	(2.28)	(0)	(0.0)
市町村の教育委員会	2	106.0	0	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0
	(1)	(65.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	[0] (0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
計	3	8,128.5	57	1	68	2	0	184	2.26	0	0.0
	(2)	(8,051.0)	(55)	(1)	(70)	(2)	(0)	[128] (182.0)	(2.26)	(0)	(0.0)

4. 独立行政法人における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

	機関数	職員数	雇用状況						実雇用率	雇用率達成機関数	雇用率達成機関割合
			障害者の数								
			A 重度障害者数	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	F 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%		
独立行政法人等の機関	5	2,383.5	20	0	23	3	2	65.5	2.75	5	100.0
	(5)	(2,401.5)	(17)	(0)	(28)	(3)	(2)	[46] (64.5)	(2.69)	(5)	(100.0)

注 1 []内は実人員。

2 ()内は前年の数値である。

3 法定雇用率2.5%が適用される機関は、県等の教育委員会であり、それ以外の機関は2.6%が適用される。

4 精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者

①平成30年6月2日以降に採用された者であること

②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

県の機関、市町村機関、独立行政法人におけるの障害者の雇用状況(詳細版)

(別紙6)

(1)宮崎県の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
宮崎県の機関	158.0 (155.0)	42.0 (41)	5.0 (5)	50.0 (53)	8.0 (8)	143.0 (144)	7.5 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.0 (10)	1.0 (1)	1.0 (1)	15.0 (11)	6.0 (2)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
市町村の機関	330.0 (303.0)	82.0 (73)	4.0 (4)	109.0 (109)	11.0 (12)	282.5 (265.0)	34.0 (25.5)	2.0 (1)	0.0 (1)	4.0 (1)	0.0 (1)	8.0 (4.5)	1.0 (0)	38.0 (30)	2.0 (4)	1.0 (3)	39.5 (33.5)	8.0 (13)

(3)宮崎県の教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
宮崎県教育委員会	184.0 (182)	57.0 (55)	1.0 (1)	48.0 (51)	1.0 (2)	163.5 (163)	8.0 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	1.0 (0)	0.5 (0)	0.5 (0)	20.0 (19)	0.0 (0)	0.0 (0)	20.0 (19)	3.0 (3)

(4)市町村の教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
市町村の教育委員会	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)

(5)地方独立行政法人(法定雇用率2.6%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
地方独立行政法人	65.5 (64.5)	20.0 (17)	0.0 (0)	12.0 (17)	1.0 (1)	52.5 (51.5)	4.0 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	11.0 (11)	2.0 (2)	2.0 (2)	13.0 (13.0)	2.0 (3.0)

注 1 精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者
 ①平成30年6月2日以降に採用された者であること ②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 ()は前年の数値である。

県の機関、市町村機関、独立行政法人における障害者の雇用状況

(1) 宮崎県の機関(2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県知事部局	4,211.5	119.0	2.83%	0	
宮崎県企業局	92.5	3.0	3.24%	0	
宮崎県病院局	1,099.5	24.0	2.18%	4.0	
宮崎県警察本部	408.5	12.0	2.94%	0	

(2) 市町村の機関(2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎市	3,061.5	85.0	2.78%	0	特例認定あり(注4)
都城市	1,475.0	47.0	3.19%	0	特例認定あり(注4)
延岡市	1,038.5	27.5	2.65%	0	特例認定あり(注4)
日向市	718.0	19.0	2.65%	0	特例認定あり(注4)
西都市	439.0	15.0	3.42%	0	特例認定あり(注4)
日南市	727.5	22.0	3.02%	0	特例認定あり(注4)
串間市	503.0	14.0	2.78%	0	
小林市	761.0	19.0	2.50%	0	特例認定あり(注4)
えびの市	376.5	6.0	1.59%	3.0	
国富町	188.5	4.0	2.12%	0.0	特例認定あり(注4)
綾町	167.5	4.5	2.69%	0	
高千穂町	314.5	2.0	0.64%	6.0	
日之影町	110.0	3.0	2.73%	0	
五ヶ瀬町	106.0	2.0	1.89%	0	
門川町	185.5	3.0	1.62%	1.0	
美郷町	160.0	4.0	2.50%	0	
諸塚村	72.0	2.0	2.78%	0	
椎葉村	77.0	2.0	2.60%	0	
都農町	291.0	7.0	2.41%	0	
川南町	215.0	7.0	3.26%	0	
木城町	123.5	1.0	0.81%	2.0	
高鍋町	167.0	6.0	3.59%	0	特例認定あり(注4)
新富町	237.0	7.0	2.95%	0	
西米良村	105.0	4.0	3.81%	0	
三股町	222.0	10.0	4.50%	0	
高原町	238.0	7.0	2.94%	0	

(3) 教育委員会(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県教育委員会	8,022.5	184.0	2.29%	16.0	
えびの市教育委員会	65.0	0.0	0.00%	1.0	
川南町教育委員会	41.0	0.0	0.00%	1.0	

(4) 独立行政法人等(2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 宮崎大学	2,052.5	55.5	2.70%	0	
独立行政法人 航空大学校	139.0	3.0	2.16%	0	
公立大学法人 宮崎県立看護大学	66.5	2.0	3.01%	0	
公立大学法人 宮崎公立大学	51.5	2.0	3.88%	0	
地方独立行政法人 西都児湯医療センター	74.0	3.0	4.05%	0	

注

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0になることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 3%
(43.5人以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 6%
[労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 6%
(38.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 5%
(40.0人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること